

主要作物のIPM実践指標モデルの策定について（案）

1. IPM実践指標モデルを追加する目的

- (1) 第5回IPM検討会において「今後のIPM実践指標モデルの策定について(案)」について検討を行い、「野菜、落葉果樹から各1作物、茶の指標モデルを策定し、必要に応じ畑作物を追加する。」等、作物を追加していくこととされた。
- (2) また、IPM実践指針では「各都道府県においては、IPMの趣旨に基づき、具体的な実践指標を地域の実情に応じて策定すること」としており、実践指標モデルの役割は、都道府県の地域(例えば農業協同組合の支部単位)で活用される実践指標の作成を助長するにある。
- (3) これを踏まえ、地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局(以下「農政局等」という。)が都道府県及び独立行政法人研究機関と協力し、主要作物のIPM実践指標モデル(以下「指標モデル」という。)を策定するための環境を整備する。

2. 指標モデル追加策定への取組方法

(1) IPM要素技術の収集

農政局等は、都道府県及び独立行政法人研究機関から、IPM要素技術に関する情報を収集し、寄せられた情報を整理し、作物毎のIPM要素技術集を作成する。

IPM要素技術集は、生産現場において活用できる情報(例:要素技術のメリット・デメリット、失敗事例など)を掲載する。

(2) IPM基礎技術モデル(仮称)の作成

農政局等は、収集した作物毎のIPM要素技術について、作物の生育時期ごと等により類別し、共通したIPM要素技術を取りまとめ、IPM基礎技術モデルを作成する。

IPM基礎技術モデルは、農業者がIPMを実践する際の基本的な技術を掲載する。

(3) IPM基礎技術から地域版への拡充

農政局等は、管下都府県と協力し、IPM基礎技術モデルを基本に地域性の高い要素技術及び先進的な要素技術を組み合わせ、県内産地の地域性、気象条件、栽培時期等に対応したIPM実践指標モデル(地域版)の作成に向けた検討を行う。

例えば、大豆のIPM基礎技術モデルを参考に、農政局等の地域特性を活かし、IPM実践指標モデル(東北地方北部版)や同(九州秋ダイズ版)の作成を検討する。

さらに、複数の地域で様々なパターンのIPM実践指標モデル(地域版)を作成することにより、他の地域(他都道府県)で作成されたIPM要素技術が広く他の地域で活用できるかどうかを検証する。

(4) 指標モデルの取りまとめ方法等

指標モデルの作成に当たっては、農政局等と都道府県が協力し、IPM要素技術に関する情報収集を行い、独立行政法人試験研究機関や都道府県の病虫害防除所等の専門家から意見を聴取する。

このため、IPM検討会の作物専門部会は開催しないが、農政局等が作成したIPM要素技術集及び基礎技術モデル案については、IPM検討会での検討を経て公表する。

また、これらの取組については、19年度から2年間をかけて行うこととする。今後1年間をかけて要素技術集及びIPM基礎技術モデルを取りまとめ、その後、IPM実践指標モデル(地域版)の作成に向けた検討を行う。

(5) 今後、追加策定を優先する対象作物

第5回IPM検討会での検討及び都道府県への要望調査結果等を踏まえ、次の8作物を選定。

〔 リンゴ、ナシ、大豆、茶、キク(露地)、施設トマト、
施設イチゴ、サトウキビ 〕

3. 今後のIPM実践指標モデルの活用について

(1) 指標モデル活用の現状及び課題について

これまで、農業者が自らのIPMの取組について、目標を設定し、実施状況を確認することにより、達成度合を高めることを目的として、IPM実践指標の活用を推進してきた。

IPMは防除への取り組み方であるので、個々の地域や農業者がそれぞれの農業生産の方法や経営の目標に応じてIPM要素技術を組み合わせ、防除体系を構築するものである。つまり、農業者が自分の目的に適合した防除体系を設計することが求められる。

今後さらに、IPMを広めて行くためには、IPM実践指標の取組を推進することが重要となるが、そのためには、農業者が理解しやすく、かつ、具体的にIPMに取り組めるよう検討する必要がある。

また、農業者のIPMへの取組が他の農業施策における防除の部分と一体化するよう、行政担当が施策面での検討を行う必要がある。

(2) 具体的なIPM防除の構築支援

都道府県の技術普及及び農業生産団体の営農指導において個々の地域や農業者に適したIPM防除の設計を作成するため、集積したIPM要素技術をデータベース化し、個人の目的にあった防除手法の選択を可能とする対話型のソフト(IPMナビゲーション〔仮称〕)の構築を検討する。

IPMナビゲーションの概要

ア IPMナビゲーションは、画面上で生産地・作物名・栽培型(露地 or 施設など)を入力すると、各都道府県の栽培指針・防除指針等に記載されている標準的な生育ステージ毎の対象病虫害名、防除方法及び肥培管理方法等のデータが表示される。

イ 各ステージ毎の病虫害名を選択すると、まずその生態等がポップアップファイルで説明され、防除方法が提示される。防除方法には登録のある農薬とともにIPM要素技術が示される。

ウ ここで、各防除方法の内容や注意書きを確認し、防除手法を選択することができる。

エ このようにして、利用者は、すべての生育ステージにおいて、提示された防除方法の中から目的に応じた方法を選択することにより、目標とす

べきIPM型防除設計(IPM (IPM Personal Model)モデル)が出来上がる。

オ この設計には実際に行った防除内容も記録することも検討しており、実行可能であれば防除履歴として記録することができる。

(3) 指標モデルの施策的活用

生産現場では、環境保全型農業、GAPなど様々な施策推進されており、取り組まれた結果として、「認証」などの制度が設けられている。これらの施策における病虫害・雑草防除対策の技術的な下支えとしてとしてIPM防除を組み込んでいく必要があるし、現在、取り組みが行われている場合もある。

しかしながら、現行のIPM実践指標記帳の取組は、他の農業生産施策の認定要件になっていないため、農業者がIPMに取り組む動機付けとして弱く、取組が進みにくいと思われる。

このため、農業者にIPMを病虫害・雑草防除の技術的な下支えであると理解して頂くとともに、IPMの取組を誘引するため、行政担当として他の施策と一体的に進めることを検討する。

IPMの取組が何らかの形で農業者に還元されるか、具体的には、IPMナビゲーションを活用し、生産認証における生産(防除)履歴・記録として実践指標を利用することができるか、を検討する。

IPMを防除の理念として推進することが重要ではあるが、実施に対する達成感がIPM普及の促進に有効と考える。

例えば、エコファーマーの認定という条件はあるものの、地域全体でIPMに取り組むことにより、慣行防除から化学農薬の使用回数を50%削減することが可能となれば、農地・水・環境保全向上対策の対象として認証されることとなり、IPMへの取組が一定額の交付金として有形の形で還元される。

このため、今後、各施策の担当とIPMの技術評価や評価基準の内容について協議し、IPMが施策の評価対象として採択されるように取り組んでいきたい。